

給与等の口座振替実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第51条第2項の規定に基づき、給与等を口座振替の方法により支払う場合の手続について必要な事項を定めるものとする。

第2 対象職員

この要綱の対象となる職員は、電子計算による給与管理事務処理要綱第1章3に規定する職員のうち、給与等の口座振替の方法による支給（以下「給振」という。）を希望する者とする。

第3 給振の給与区分

給振は、次に掲げる給与等の区分（以下「給与区分」という。）ごとにそれぞれ行うものとする。

- (1) 毎月の給与
- (2) 6月の期末手当及び勤勉手当
- (3) 12月の期末手当及び勤勉手当
- (4) 給与改定に伴う差額
- (5) 年末（再）調整に伴う所得税過納額還付金（以下「還付金」という。）
- (6) 児童手当

第4 給振の額

給与区分ごとに給振をすることができる額は、次のいずれかの額とする。

- (1) 給与の支給総額から所得税、住民税、共済組合掛金等の法定控除額を差し引いた後の額（以下「差引支給額」という。）
- (2) 差引支給額から職員が現金で受領することを希望する額を差し引いた後の額（以下「一部現金受領後の額」という。）
- (3) 還付金の額
- (4) 児童手当の額

第5 振込先金融機関

給振に利用できる金融機関は、昭和59年埼玉県告示第1219号（口座振替の方法により支出する場合の振替先金融機関）に掲げるとおりとする。

第6 給振の口座

給振をすることができる口座は、本人名義の普通預金の口座で3口座以内とし、口座の名称は、それぞれ第1口座、第2口座及び第3口座とする。

第7 給振の方法

給振は、次のいずれかの振込の方法により行うものとする。ただし、給与区分のうち給与改定に伴う差額及び還付金並びに児童手当については（1）の方法により行うものとする。

- （1）全額振込の方法（差引支給額若しくは一部現金受領後の額の全額又は還付金の額若しくは児童手当の額の全額を1口座に振り込む方法をいう。）
- （2）分割振込の方法（差引支給額若しくは一部現金受領後の額の全額を千円単位の希望額及びその残額に分割して、それぞれ2口座又は3口座に振り込む方法をいう。）

第8 給振の申出

給振を希望する者は、別に定める給与等の口座振替申出書を、所属長（電子計算による給与管理事務処理要綱第1章2に規定する所属長をいう。）に提出することにより、申し出るものとする。ただし、総務事務システム対象職員が差引支給額、還付金の額及び児童手当の額のすべての給振を希望する場合は、総務事務システムの「給与等口座振替」に入力することにより、申し出るものとする。給振の内容の変更又は給振の取消を申し出る場合も同様とする。

第9 給振の開始等の時期

給振の開始、給振の内容の変更又は給振の取消は、原則として次の表の申出日に応じ、それぞれ同表の実施月欄に掲げる月から行うものとする。

申 出 日	実 施 月
月の1日	申出のあった日の属する月
月の2日から末日まで	申出のあった日の属する月の翌月

第10 給振の通知

給振の通知は、給与等の支給明細書の交付をもって代えるものとする。

第11 給振不能等の処理

- 1 給振が不能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する処理を行うものとする。

- （1）差引支給額が申出書の一部現金受領額欄の金額に満たない場合

差引支給額の全額を、全額振込の場合は当該口座に振り込むものとする。また、分割振込の場合は、千円単位の希望額を振り込む口座に、申出書の振込額欄の金額を限度として口座の名称に付された番号の順に従い順次振り込むものとする。

- （2）差引支給額又は一部現金受領後の額が申出書の各口座の振込額欄の合計金額に満たない場合

差引支給額又は一部現金受領後の額を、千円単位の希望額を振り込む口座に、

申出書の振込額欄の金額を限度として口座の名称に付された番号の順に従い、順次振り込むものとする。千円単位の希望額に満たない額は、残額の口座に振り込むものとする。

(3) 口座解約等により給振が不能な場合

給振の申出に係る振込口座のうち、一部の振込口座に給振が不能な場合は、給振が不能な金額を他の振込口座に振り込むものとし、全部の振込口座に給振が不能な場合は、給振が不能な金額を所属所の給与等の資金前渡担当者の口座に振り込むものとする。

- 2 給与管理者を異にして異動した場合の旧給与管理者から振り込まれる給与については、「全額・残額」の振込口座に振り込むものとする。
- 3 1 (1)、1 (2) 又は2の処理を行った場合の振込の通知は、給与等の支給明細書にその旨を表示することにより行うものとし、1 (3) の処理を行った場合の振込の通知は、当該職員に口頭により行うものとする。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、給振の手続に関し必要な事項は、出納総務課長が他の給与管理者と協議の上、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の給与の口座振替実施要綱の規定により行った申出その他の行為のうち、この要綱中にこれらに相当する規定があるものは、この要綱の規定により行ったものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、改正後の第3(6)の規定は、電子計算による給与管理事務処理要綱第1章3に規定する知事部局関係職員にあっては、平成19年10月支給分の児童手当から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 改正前の給与の口座振替実施要綱第8条の規定により行った給振の申出のうち、総務事務システムに給振の申出情報が移行されたものについては、この要綱の第8条ただし書きの規定により申出があったものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

給与等の口座振替申出書

次のとおり、職員の給与に関する条例第22条及び学校職員の給与に関する条例第14条の規定に基づき、給与の口座振替の方法による支給を申し出ます。

埼玉県知事様

平成 年 月 日

氏名

印

カードNO			所属所名					氏名					修正	申出	実施年月			登録			
			所属所コード					職員番号					区分	区分	年号	年	月	口座数			
1	2	3	4	5	6	7	8	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
F	3	1																			

第一口座																		第二口座																		第三口座																	
金融機関名									店舗名									金融機関名									店舗名									金融機関名									店舗名								
									店																		店																		店								
金融機関コード									口座番号									金融機関コード									口座番号									金融機関コード									口座番号								
24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68									

給与区分	一部現金受領額		振込区分	第一口座振込額				振込区分	第二口座振込額				振込区分	第三口座振込額			
	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85
例月給与			1.全額残額					1.全額残額					1.全額残額				
			3.指定金額					3.指定金額					3.指定金額				
6月期末 勤勉手当	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102
			1.全額残額					1.全額残額					1.全額残額				
			3.指定金額					3.指定金額					3.指定金額				
12月期末 勤勉手当	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119
			1.全額残額					1.全額残額					1.全額残額				
			3.指定金額					3.指定金額					3.指定金額				
差額			144					145					146				
			1.全額残額					1.全額残額					1.全額残額				
年末調整 還付金			147					148					149				
			1.全額					1.全額					1.全額				
児童手当			150					151					152				
			1.全額					1.全額					1.全額				